



## 社会福祉法人ちいさがた福祉会

### 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、次のとおり行動計画を策定する。

【計画期間】 令和6年4月1日～令和8年3月31日

【目 標】 男性職員の育児休業取得率を10%（現状0%）以上とする。  
（女性の育児休業取得率現状100%を維持）

【実施時期・取組内容】

- 令和6年 4月～ 法人幹部会にて、施設長・管理責任者・総括主任を対象として、部下の育児休業取得に関する制度や支援の方法について研修を行う
- 令和6年 6月～ 全体職員会開催時に、育児介護休業規程の読み合わせによる制度の再周知を行う。
- 令和6年 6月～ 出産した女性職員、配偶者が出産した男性職員を対象に法人本部より育児支援制度を案内し、制度の利用意向を確認する。利用意向有の場合は、所属事業所の施設長・管理責任者と法人本部が連携して職員の業務配分や部署全体の業務体制について見直し・調整を行う。
- 令和6年10月～ 顧問社会保険労務士による制度説明会の開催により、制度の再周知を行う。